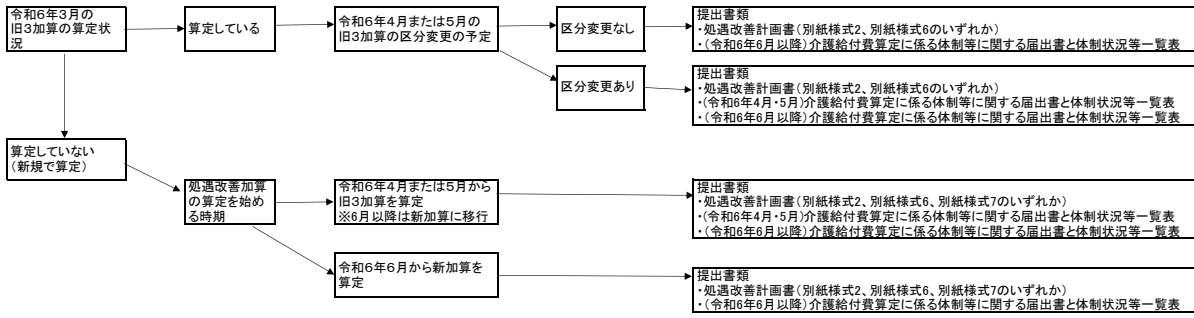


令和6年度 介護職員等処遇改善加算等計画書 提出書類一覧

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書および体制一覧表に関しては、6月以降は必須となります。令和6年4月、5月に新規取得もしくは区分変更の場合のみ、4・5月分が必要となります。詳細は下記フロー図をご確認ください。



※旧3加算・・・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算 ※新加算・・・介護職員等処遇改善加算(令和6年度報酬改定)